**平成２３年（フ）第１２８８５号**
埼玉県草加市高砂２丁目１―20―704
債務者　関根　玲子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２８９３号**
東京都国分寺市泉町２丁目７－４―904
債務者　高島　尚子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２８９６号**
東京都府中市四谷４丁目42―102
債務者　竹花志保子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２８９７号**
埼玉県川口市末広３丁目12―11―２Ｆ
債務者　篠原　修一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２８９８号**
埼玉県和光市新倉２丁目27―25―501
債務者　前川八須枝（旧姓七戸）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２８９９号**
東京都品川区西中延３丁目２－９―101
債務者　井元　康夫
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２９００号**
東京都荒川区東尾久６丁目25―13　ＫＪＣ・D112
債務者　三上　明子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２９０１号**
東京都江戸川区西小岩３丁目27―20
債務者　田辺佐知子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２９０７号**
東京都狛江市岩戸北２丁目１―10―101
債務者　山本　竜三
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２９０８号**
東京都町田市金森1655―５―203
債務者　馬場　弘次
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２９０９号**
神奈川県相模原市南区東林間１丁目25―２
債務者　西窪　昭雄
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２９１２号**
神奈川県厚木市毛利台１丁目19―11―45
債務者　池田　昭子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２９１３号**
東京都練馬区富士見台２丁目10―２―202
債務者　本田秀哲こと　金　　秀哲
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２９１６号**
東京都八王子市上柚木３丁目16―２―101
債務者　田中　久史
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２９１８号**
東京都台東区浅草１丁目35―２―907
債務者　青木　優子（旧姓金子・恩田）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２０９７号**
横浜市金沢区釜利谷東７丁目２番17―102号
債務者　兒玉　好之
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部